

九州日本信販加盟店規約 新旧対比表

適用開始日：2026年3月31日

改定後	改定前
九州日本信販加盟店規約 (2026年 3月31日 改定) 「九州日本信販カード」(プロパーカード)加盟店規約	九州日本信販加盟店規約 (2026年 1月5日 改定) 「九州日本信販カード」(プロパーカード)加盟店規約
第2条 (定義) 本規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。 (1)信用販売 会員と加盟店との間の商品販売等取引に係る代金の支払手段として、当社所定の方法によるカードを使用する取引をいいます。 (2)実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。 (3)カードの会員番号等 割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード)をいいます。 (4)信用情報端末等 カードの有効性をチェックする機器をいいます。	第2条 (定義) 本規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。 (1)信用販売 会員と加盟店との間の商品販売等取引に係る代金の支払手段として、当社所定の方法によるカードを使用する取引をいいます。 (2)実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。 (3)カードの会員番号等 割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード)をいいます。 (4) CCT 等 CCT (クレジットセンターターミナル) 端末機、CAT (クレジットオーソリゼーションターミナル) 端末機、その他 カードの有効性をチェックする機器をいいます。
第4条 (取扱店舗) 加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗・施設(以下「カード取扱店舗」という)を指定し、あらかじめ当社に当社所定の方法をもって届け出、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加・取消についても同様とします。	第4条 (取扱店舗) 信用販売を行うことができる店舗は予め申告します。加盟店が取引店舗を追加又は削除する場合は当社に通知するものとします。また、当該取引を追加する場合も、当社に申告し、承認を得るものとします。
第5条 (信用販売の方法) 1. 会員からカードの提示を受け 信用販売の要求があった場合は、 割賦販売法およびその他関係法令等 に定める基準に従い、 加盟店は善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認し、信用情報端末等により当社の承認を求めるものとします。 (1)提示されたカードが有効なものであること。 (2)カード提示者が暗証番号の入力を行い、当該暗証番号が正しいこと。ただし、当社が認めた場合には、暗証番号の入力を省略することができるものとします。 2. 前項の定めにかかわらず、故障等により信用情報端末等が使用できない場合は、当該カードが有効であることを確認の上、所定の売上票にインプリンターを用いてカード券面の情報を印字し、加盟店が所定の事項を記入したうえで、暗証番号の入力による確認に代えて、その場で会員に署名を求め、当該署名がカードに記載された署名と同一であることの確認をもって信用販売を行うことができるものとします。 3. 加盟店は、前項の信用販売を行う場合は、当社に承認を求め承認番号を売上票の承認番号欄に記載します。 4. 加盟店が、万一当社の承認を得ないで、第1項又は第2項の信用販売を行なった場合は、当社は第9条に定める立替払を行わないものとします。 5. 加盟店が売上票に記載できる金額は当該販売代金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の清算は含まないものとします。また、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、販売日と異なる日付記載等は行なわないものとします。	第5条 (信用販売の方法) 1. 加盟店は、会員からカードの提示による 信用販売の要求があった場合、 割賦販売法 に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、 CCT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票その他媒体に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であること、又は、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であること等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。ただし、やむを得ない事情(故障、電話回線障害等)でCCT等の使用ができない場合は、第2項に定めるとおり行うものとします。 2. CCT等を使用できない場合、加盟店は、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、カードの真偽、紛失、盗難などの通知の有無を確認し、所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、販売日付、販売額及び支払種別等所定の事項をインプリンター処理及び記入のうえ、その場で会員の署名を徴求しカードの署名と売上票の署名が同一であることを確認します。 3. 加盟店は、前項の信用販売を行う場合は、当社に承認を求め承認番号を売上票の承認番号欄に記載します。 4. 加盟店が、万一当社の承認を得ないで、第1項又は第2項の信用販売を行なった場合は、当社は第10条に定める立替払を行わないものとします。 5. 加盟店が売上票に記載できる金額は当該販売代金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の清算は含まないものとします。また、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、販売日と異なる日付記載等は行なわないものとします。

<p>6. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品若しくは権利の販売代金又は役務の提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をする等、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払を要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。</p> <p><u>7. 加盟店は、売上票の控（会員控）を会員に対して遅滞なく交付するものとします。</u></p>	<p>6. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品若しくは権利の販売代金又は役務の提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をするなど、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払を要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第6条（注意義務）</p> <p>加盟店は、カード提示者が明らかにカード記載の本人以外と思われる場合、及び明らかに不審と思われる場合には、信用販売を行う前に当社宛にその旨を連絡し、その指示に従います。</p>	<p>第6条（注意義務）</p> <p>加盟店は、カード提示者が明らかにカード記載の本人以外と思われる場合、及び明らかに不審と思われる場合には、信用販売を行う前に当社あてにその旨を連絡し、その指示に従います。</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>第7条（CCT等を使用しない場合の信用販売限度額）</p> <p>1. 加盟店が、CCT等を使用しない場合において信用販売できる金額は、会員一人当たり1回につき3万円以内とします。なお、1回の信用販売額とは同一日、同一売場における販売額の総額をいいます。</p> <p>2. 加盟店は会員から前項の信用販売限度額を超えて信用販売の要求があった場合は、事前に当社に承認を求め、承認番号を売上票の承認番号欄に記載します。</p> <p>3. 加盟店が、万一当社の承認を得ないで、第1項の定める金額を超えて信用販売を行なった場合は、当社は、第10条に定める立替払を行わないことがあるものとします。</p>
<p>第7条（無効カードの取扱）</p> <p>1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカード及び明らかに偽造・変造・模造と思われるカードでは信用販売を行わないものとし、当該カードを回収のうえ、直ちに当社宛にその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 万一、前項に違反して信用販売を行なった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとします。</p> <p><u>3. 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因する信用販売が発生し、当社がカードの信用販売の状況等の調査協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は必要に応じて警察等の関係捜査機関へ当該信用販売に対する被害届を提出するものとします。</u></p>	<p>第8条（無効カードの取扱）</p> <p>1. 加盟店は、当社から紛失・盗難などの理由により無効を通告されたカード及び明らかに偽造・変造・模造と思われるカードでは信用販売を行わないものとし、当該カードを回収のうえ、直ちに当社あてにその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 万一、前項に違反して信用販売を行なった場合は、加盟店が一切の責任を負います。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第8条（不正利用等発生時の対応）</p> <p>1. 加盟店は、その行なった信用販売につき、第5条に違反し又は不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施スケジュールを報告するものとします。</p>	<p>第9条（不正利用等発生時の対応）</p> <p>1. 加盟店は、その行なった信用販売につき、第5条に違反し又は不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施スケジュールを報告するものとします。</p>
<p>第9条（売上金額の集計及び立替払）</p> <p>1. 加盟店は、第5条第1項その他本規約の規定に基づいて信用情報端末等を利用して信用販売を行った場合は、当該信用情報端末等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払金の支払を請求するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第5条第2項その他本規約の規定に基づいて信用情報端末等を利用することなく信用販売を行った場合は、加盟店の責任において売上票を毎月15日と末日の締切日に集計の上、総伝票枚数と総売上金額の累計を記載した集計表とともに当社宛に提出し、立替払金の支払を請求するものとします。売上票等は所定の方法にて郵送するものとします。</p> <p>3. 前2項の立替払金の支払の請求は、売上データ又は売上票が当社に到着したときにその効力が発生するものとし、当社は当該立替払金から第10条に定める加盟店手数料を差し引き、15日締切分は当月末日に、末日締切分は翌月15日に、会員に代わって加盟店に立替払を行います。なお、15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、末日が金融機関休業日の場合には前営業日に立替払を行います。</p> <p>4. 信用販売を行なった日から2ヵ月以上経過した売上票は、立替払の対象とはならないものとします。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第10条（売上金額の集計及び立替払）</p> <p>1. 加盟店は、第5条第1項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用して信用販売を行なった場合は、信用販売を行なった日から15日以内（休日を含む）に、当該CCT等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払金の支払を請求するものとし、</p> <p>2. 加盟店は、第5条第2項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用することなく信用販売を行なった場合は、加盟店の責任において売上票を毎月15日と末日の締切日に集計のうえ、総伝票枚数と総売上金額の累計を記載した集計表とともに、各々翌日に当社あてに提出し、（売上票は加盟店・当社間で確認されたものとし、加盟店が当社あてに提出したこととして取扱いします。なお、売上票は所定の方法にて郵送するものとします。）立替払を請求します。</p> <p>3. 第1項及び前項の立替払は、売上票が当社に到着したときにその効力が発生するものとし、当社は当該立替払金額から第11条に定める加盟店手数料を差し引き、15日締切り分は当月末日に、末日締切分は翌月15日に、会員に代わって加盟店に立替払を行ないます（なお、15日が金融機関休業日の場合には翌営業日に、末日が金融機関休業日の場合には前営業日に、立替払を行います。）。</p> <p>4. 信用販売を行なった日から2ヵ月以上経過した売上票は、立替払の対象とはならないものとします。</p> <p><u>5. 加盟店が本規約に違反した売上データ又は集計表にかかる立替払金を当社に請求した場合その他、加盟店が本規約に違反した信用販売を行なった場合には、当社は加盟店に対する立替払金の全部又は一部の支払を拒絶し、又は支払済みの当該会員の立替金の返還を請求することができるものとします。</u></p> <p><u>6. 加盟店から提出された売上データ、又は集計表の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払を保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</u></p>

<p>第10条（加盟店手数料）</p> <p>加盟店は当社所定の加盟店手数料を当社に支払うものとし、当社は第9条に定める立替払金額から控除して、これを受領するものとします。</p>	<p>第11条（加盟店手数料）</p> <p>加盟店は当社所定の加盟店手数料を当社に支払うものとし、当社は第10条に定める立替払金額から控除して、これを受領するものとします。</p>
<p>第11条（支払の拒絶・立替払金の返還・留保）</p> <p>1. 加盟店が本規約に違反して信用販売を行った場合、あるいは加盟店が本規約に違反した売上データ又は売上票にかかる立替払金の支払を当社に請求した場合、当社は加盟店に対する立替払金の全部又は一部の支払を拒絶できるものとします。なお、すでに当社が立替払済みである場合は、当社の申し出により加盟店は当社に対して当該立替払金を返還するものとします。この場合、当社は次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができます。</p> <p>2. 加盟店から提出された売上データ又は売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店はその正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社が調査を完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払を保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>第12条（支払の拒絶・立替払金の返還・留保）</p> <p>加盟店が、下記(1)又は(2)に該当して信用販売を行なったことが判明した場合は、当社は該当金額の立替払いを拒絶することができます。</p> <p>(1)本規約に違反した場合。</p> <p>(2)売上票が正当でない場合、又は売上票の内容が不実であることが判明した場合。なお、上記に該当し、当社が立替払済みである場合は、当社の申し出により加盟店は、当社に対して当該立替金額を返還します。この場合当社は次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができます。</p>
<p>第12条（会員との紛議）</p> <p>1. カードの利用により、加盟店が販売した当該取引に対して生じた加盟店と会員との紛議は、全て加盟店と会員において解決するものとします。</p> <p>2. 会員に対する信用販売に基づく支払請求に対し、会員が割賦販売法第30条の4に規定する抗弁（以下「支払停止の抗弁」という）を主張したときは、下記の定めに従い処理します。</p> <p>①会員から支払停止の抗弁の主張を受けた時は、加盟店は当社に対してその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解決に努めるものとします。</p> <p>②支払停止の抗弁の主張が第9条に定める立替払前になされた場合は、当社は当該抗弁事由が解消されるまでの間、その支払を停止することができ、当該抗弁が立替払後になされた場合は、加盟店は当社より請求があり次第直ちに当社の加盟店に対する立替払金額及び第20条に定める取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>③支払停止の抗弁事由が解決したと認められる時、又は加盟店が当該抗弁事由の不存在を立証した場合は、当社は加盟店に対し前項に基づき支払を停止した立替払金を支払い、及び加盟店により支払われた取消手数料相当額を返還いたします。</p> <p>④会員により支払停止の抗弁の通知を受けた日より30日以内に加盟店が当該支払停止の抗弁事由の不存在を立証できず又は会員との紛議を解消できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第20条に基づく取消処理をするものとします。</p> <p>3. 加盟店は会員より消費者契約法に基づく当該販売代金の取消申出があった場合には、直ちに当社へその旨通知するとともに下記の定めに従い処理するものとします。</p> <p>①取消申出の事実関係を直ちに調査し、申出が相当な場合、又は申出を受けた日から30日以内に事実関係を確定できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第20条に基づく取消処理をいたします。</p> <p>②取消申出の事実関係に関し争いがあり、紛議が生じたときは、全て加盟店の負担と責任において解決するものとし、会員が紛議に関して、当社に販売代金の支払停止の抗弁を主張してきた場合には申出から30日以内に抗弁事由を解消いたします。なお、上記期間内に抗弁事由が解消しない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第20条に基づく取消処理をいたします。</p>	<p>第13条（会員との紛議）</p> <p>1. カードの利用により、加盟店が販売した当該取引に対して生じた加盟店と会員との紛議は、全て加盟店と会員に於いて解決するものとします。</p> <p>2. 会員に対する信用販売に基づく支払請求に対し、会員が割賦販売法第30条の4に規定する抗弁（以下「支払停止の抗弁」という）を主張したときは、下記の定めに従い処理します。</p> <p>①会員から支払停止の抗弁の主張を受けた時は、加盟店は当社に対してその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解決に努めるものとします。</p> <p>②支払停止の抗弁の主張が第10条に定める立替払前になされた場合は、当社は当該抗弁事由が解消されるまでの間、その支払を停止することができ、当該抗弁が立替払後になされた場合は、加盟店は当社より請求があり次第直ちに当社の加盟店に対する立替払金額及び第21条に定める取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>③支払停止の抗弁事由が解決したと認められる時、又は加盟店が当該抗弁事由の不存在を立証した場合は、当社は加盟店に対し前項に基づき支払を停止した立替払金を支払い、及び加盟店により支払われた取消手数料相当額を返還いたします。</p> <p>④会員により支払停止の抗弁の通知を受けた日より30日以内に加盟店が当該支払停止の抗弁事由の不存在を立証できず又は会員との紛議を解消できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第21条に基づく取消処理をするものとします。</p> <p>3. 加盟店は会員より消費者契約法に基づく当該販売代金の取消申出があった場合には、直ちに当社へその旨通知するとともに下記に従い処理するものとします。</p> <p>①取消申出の事実関係を直ちに調査し、申出が相当な場合、又は申出を受けた日から30日以内に事実関係を確定できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第21条に基づく取消処理をいたします。</p> <p>②取消申出の事実関係に関し争いがあり、紛議が生じたときは、全て加盟店の負担と責任において解決するものとし、会員が紛議に関して、当社に販売代金の支払停止の抗弁を主張してきた場合には申出から30日以内に抗弁事由を解消いたします。なお、上記期間内に抗弁事由が解消しない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第21条に基づく取消処理をいたします。</p>
<p>第13条（不正利用被害の負担）</p> <p>1. 加盟店は、提示されたカードがICカード、又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第5条によることなく信用販売を行なった場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払金の支払を拒み、又は支払済みの当該会員の立替払金の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面、又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が第5条に掲げられた事項の確認を実行計画に定められたところによることなく信用販売を行なったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「第5条によることなく信用販売を行なった場合」とはみなさないものとします。</p> <p>3. 第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求、又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p>	<p>第14条（不正利用被害の負担）</p> <p>1. 加盟店は、提示されたカードがICカード、又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第5条によることなく信用販売を行なった場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は加盟店に対し、当該信用販売に係る立替金の支払を拒み、又は支払済みの当該会員の立替金の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面、又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が第5条に掲げられた事項の確認を実行計画に定められたところによることなく信用販売を行なったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「第5条によることなく信用販売を行なった場合」とはみなさないものとします。</p> <p>3. 第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求、又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p>

第14条（届出等の義務）

1. 加盟店は、当社に対して、加盟店が本契約に基づき取扱う商品、権利及び役務（以下「商品等」という）について変更又は追加する場合には書面により届出の上、本契約取扱いの承認を得るものとし、承認のない商品等を本契約の対象とはしないものとします。
2. 本契約に基づく信用販売に当たり、これに付帯して加盟店が顧客に約束する役務提供（有償・無償を問わない）その他の条件（以下「付帯役務」という）がある場合には、加盟店はその内容を書面により当社に届け出るものとします。また、信用販売が役務提供取引である場合には、解約規定の有無とその内容を、書面により当社に届け出るものとします。
3. 加盟店は、加盟店が本契約に基づき取扱う商品等について第1項に基づき当社に対して届出するとき及び当社から請求があったときは、その販売方法・勧誘方法等・納品方法・役務提供方法を書面により明示し、当社が、その内容につき説明その他調査、報告への協力を求めたときは、これに応じるものとします。特に、加盟店の取扱う商品等や勧誘方法、販売方法が特定商取引法その他の法令により規制を受ける場合や、法令による登録、許可、免許が必要な場合には、書面によりその旨の届出をするものとします。また、加盟店は、当社から、加盟店が使用する勧誘マニュアルやパンフレット、広告物、契約書面、悪質な勧誘行為を防止するための体制及び苦情処理体制を含むコンプライアンス体制等について、**当社から資料等の提出を**求められた場合には、その**資料等を**当社に提出するものとします。
4. 前3項に定めるほか、当社が割賦販売法に基づく調査又は原契約に関する調査等のために必要と認め、加盟店に対し、次の事項の全部又は一部の届出及びこれに関連する資料等の提供を請求した場合、加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。なお、本件の届出は、原則として当社所定の書式により行うものとします。
(1)加盟店の名称（商号・氏名を含む）・本店の住所・電話番号、代表者氏名、加盟店が法人の場合には代表者以外の加盟店の役員の氏名、営業所の住所・電話番号、営業・販売地域に関する事項
(2)加盟店が行う販売類型（店舗販売、特定商取引に関する法律に規定される販売類型その他当社所定の区分に応じた販売類型）、販売類型別の比率及びその販売類型におけるクレジット利用の有無等に関する事項
(3)加盟店における取引の状況及び財産の状況に関する事項
(4)過去における加盟店及び加盟店の代表者・役員に対する特定商取引に関する法律その他消費者保護関連法令等に基づく行政処分等の有無に関する事項
(5)その他当社が必要と認める事項
5. 加盟店は、当社に届出をした前4項の事項に変更又は追加等が生じたときは、遅延なく当社に報告し、当社所定の書式にて変更又は追加等となった事項を届出する義務を負うものとします。また、当社が請求する場合はこれに関する資料等を添付するものとします。

第15条（禁止行為）

加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1)本条各号に定めるほか、顧客又は当社の財産又は権利を害することとなる行為をすること。**
- (2)加盟店は、当社が承認しないにもかかわらず、会員から当社に対する支払金を受領すること。**
- (3)加盟店は、本契約に基づく当社への請求権を第三者に譲渡、又は担保に供すること。**
- (4)加盟店は、商品の仕入れを目的とする会員に対する信用販売を行うこと。**
- (5)公序良俗又は関係諸法令に違反すること、又は監督官庁より改善指導、行政処分等を受けるような行為を行うこと。**
- (6)加盟店が会員に対して クーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げること。また、加盟店が、会員による クーリング・オフの行使を妨げるような行為をすること。**
- (7)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係する法令に違反すること。特に、会員に対して通常必要とされる分量を著しく超える商品等の販売等を行うこと。また、会員に取引の勧誘するに際し、不実告知や重要事実不告知等、特定商取引に関する法律に規定される 不適切な勧誘方法により 売買契約や役務提供契約を締結すること。**

第16条（資料提出）

1. 加盟店は、当社から会員に販売等した商品等の内容・数量、**クーリング・オフ**、勧誘行為その他売買契約等に関する事項について請求を受けたときは、直ちに当社の求める資料等を添付の上、当社に報告するものとします。
2. 加盟店は、会員との間で紛議が生じたときは、直ちに当社に対して紛議の内容等を通知するとともに、その交渉経過、処理内容等を遅滞なく報告するものとします。また、加盟店は、当社から会員との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果又は処理体制等について報告を求められたときは、直ちに必要事項を報告するものとします。

第15条（届出等の義務）

1. 加盟店は、当社に対して、加盟店が本契約に基づき取扱う商品、権利及び役務（以下「商品等」という）について変更又は追加する場合には書面により届出の上、本契約取扱いの承認を得るものとし、承認のない商品等を本契約の対象とはしないものとします。
2. 本契約に基づく信用販売に当たり、これに付帯して加盟店が顧客に約束する役務提供（有償・無償を問わない）その他の条件（以下「付帯役務」という）がある場合には、加盟店はその内容を書面により当社に届け出るものとします。また、信用販売が役務提供取引である場合には、解約規定の有無とその内容を、書面により当社に届け出るものとします。
3. 加盟店は、加盟店が本契約に基づき取扱う商品等について第1項に基づき当社に対して届出するとき及び当社から請求があったときは、その販売方法・勧誘方法等・納品方法・役務提供方法を書面により明示し、当社が、その内容につき説明その他調査、報告への協力を求めたときは、これに応じるものとします。特に、加盟店の取扱う商品等や勧誘方法、販売方法が特定商取引法その他の法令により規制を受ける場合や、法令による登録、許可、免許が必要な場合には、書面によりその旨の届出をするものとします。また、加盟店は、当社から、加盟店が使用する勧誘マニュアルやパンフレット、広告物、契約書面、悪質な勧誘行為を防止するための体制及び苦情処理体制を含むコンプライアンス体制等について、**資料等の提出を**求められた場合には、その**資料等について**当社に提出するものとします。
4. 前3項に定めるほか、当社が割賦販売法に基づく調査又は原契約に関する調査等のために必要と認め、加盟店に対し、次の事項の全部又は一部の届出及びこれに関連する資料等の提供を請求した場合、加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。なお、本件の届出は、原則として当社所定の書式により行うものとします。
(1)加盟店の名称（商号・氏名を含む）・本店の住所・電話番号、代表者氏名、加盟店が法人の場合には代表者以外の加盟店の役員の氏名、営業所の住所・電話番号、営業・販売地域に関する事項
(2)加盟店が行う販売類型（店舗販売、特定商取引に関する法律に規定される販売類型その他当社所定の区分に応じた販売類型）、販売類型別の比率及びその販売類型におけるクレジット利用の有無等に関する事項
(3)加盟店における取引の状況及び財産の状況に関する事項
(4)過去における加盟店及び加盟店の代表者・役員に対する特定商取引に関する法律その他消費者保護関連法令等に基づく行政処分等の有無に関する事項
(5)その他当社が必要と認める事項
5. 加盟店は、当社に届出をした前4項の事項に変更又は追加等が生じたときは、遅延なく当社に報告し、当社所定の書式にて変更又は追加等となった事項を届出する義務を負うものとします。また、当社が請求する場合はこれに関する資料等を添付するものとします。

第16条（禁止行為）

加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

（新設）

- (1)加盟店は、当社が承認しないにもかかわらず、会員から当社に対する支払金を受領すること。**
- (2)加盟店は、本契約に基づく当社への請求権を第三者に譲渡、又は担保に供すること。**
- (3)加盟店は、商品の仕入れを目的とする会員に対する信用販売を行うこと。**
- (4)公序良俗又は関係諸法令に違反すること、又は監督官庁より改善指導、行政処分等を受けるような行為を行うこと。**
- (5)加盟店が会員に対して クーリングオフに関する事項につき不実のことを告げること。また、加盟店が、会員による クーリングオフの行使を妨げるような行為をすること。**
- (6)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係する法令に違反すること。特に、会員に対して通常必要とされる分量を著しく超える商品等の販売等を行うこと。また、会員に取引の勧誘するに際し、不実告知や重要事実不告知**など**特定商取引に関する法律に規定される 不適切な勧誘方法を使って 売買契約や役務提供契約を締結すること。**

第17条（資料提出）

1. 加盟店は、当社から会員に販売等した商品等の内容・数量、**クーリングオフ**、勧誘行為その他売買契約等に関する事項について請求を受けたときは、直ちに当社の求める資料等を添付の上、当社に報告するものとします。
2. 加盟店は、会員との間で紛議が生じたときは、直ちに当社に対して紛議の内容等を通知するとともに、その交渉経過、処理内容等を遅滞なく報告するものとします。また、加盟店は、当社から会員との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果又は処理体制等について報告を求められたときは、直ちに必要事項を報告するものとします。

第17条（加盟店情報交換制度）

1. 加盟店情報の共同利用

(1)共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。

(2)共同利用する情報の内容

当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。

①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由

②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由

③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由

④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由

⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報

⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）

⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報

⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報

⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記**⑥**の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3)保有される期間

上記(2)の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

2. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター

※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。

ホームページ<https://www.j-credit.or.jp/>

3. 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記**4.**JDMセンターまで申出るものとします。

第18条（加盟店情報交換制度）

1. 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。

2. 共同利用する情報の内容

当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。

①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由

②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由

③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由

④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由

⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報

⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）

⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報

⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報

⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記**⑥**の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

3. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター

※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。

ホームページ<https://www.j-credit.or.jp/>

4.保有される期間

上記2.の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

5. 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記**6.**JDMセンターまで申出るものとします。

<p>4. 運用責任者</p> <p>一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（JDMセンター）</p> <p>住所：東京都中央区日本橋小網町14-1</p> <p>住友生命日本橋小網町ビル6階</p> <p>代表理事：松井哲夫</p> <p>電話番号：03-5643-0011（代表）</p>	<p>6. 運用責任者</p> <p>一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（JDMセンター）</p> <p>住所：東京都中央区日本橋小網町14-1</p> <p>住友生命日本橋小網町ビル6階</p> <p>代表理事：松井哲夫</p> <p>電話番号：03-5643-0011（代表）</p>
<p>第18条（カードの会員番号等の管理）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を取り扱ってはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、カードの会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、カード会員番号等の漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置を講じるものとします。</p> <p>4. 当社は、前項で講じられた措置が実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>5. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、速やかに当社が別途指定する先に連絡するものとします。あわせて、遅滞なく次の各号に掲げる措置を採るとともに、当社による指導、監督について、直ちにこれに対応するものとします。</p> <p>(1)漏洩等の有無を調査すること。</p> <p>(2)前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード会員番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。</p> <p>(3)前2号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。</p> <p>(4)漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。</p> <p>6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるカード会員番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード会員番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、第5項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、本条第5項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(1)第5項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び調査方法</p> <p>(2)第5項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果</p> <p>(3)第5項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール</p> <p>(4)第5項第4号に関し、公表、又は通知の時期、方法、範囲及び内容</p> <p>(5)前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</p> <p>8. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第5項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等が生じたカード会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>9. 加盟店の責に帰すべき事由により、第5項の事故が生じその結果、会員、当社、カード会社等、又はその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の(1)から(4)までが含まれ、かつ、これに限定されないものとします。</p> <p>(1)カードの再発行に関わる費用</p> <p>(2)不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用</p> <p>(3)カードの不正使用による損害</p> <p>(4)当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金を含む。）として、提携会社、カード会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用</p>	<p>第19条（カードの会員番号等の管理）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を取り扱ってはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、カードの会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、カード会員番号等の漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置を講じるものとします。</p> <p>4. 当社は、前項で講じられた措置が実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>5. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、速やかに当社が別途指定する先に連絡するものとします。あわせて、遅滞なく次の各号に掲げる措置を採るとともに、当社による指導、監督について、直ちにこれに対応するものとします。</p> <p>(1)漏洩等の有無を調査すること。</p> <p>(2)前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード会員番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。</p> <p>(3)前二2号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。</p> <p>(4)漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。</p> <p>6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるカード会員番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード会員番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、第5項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、本条第5項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(1)第5項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び調査</p> <p>(2)第5項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果</p> <p>(3)第5項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール</p> <p>(4)第5項第4号に関し、公表、又は通知の時期、方法、範囲及び内容</p> <p>(5)前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</p> <p>8. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第5項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等が生じたカード会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>9. 加盟店の責に帰すべき事由により、第5項の事故が生じその結果、会員、当社、カード会社等、又はその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の(1)から(4)までが含まれ、かつ、これに限定されないものとします。</p> <p>(1)カードの再発行に関わる費用</p> <p>(2)不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用</p> <p>(3)カードの不正使用による損害</p> <p>(4)当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金を含む。）として、提携会社、カード会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用</p>

<p>第19条 (委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理)</p> <p>1. 加盟店は、カードの会員番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。</p> <p>(1)委託先が次号に定める義務に従いカードの会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。</p> <p>(2)委託先に対して、第18条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。</p> <p>(3)委託先が前号の措置を講じなければならない旨、及び、第18条第4項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(4)委託先におけるカード会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(5)委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカードの会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。</p> <p>(6)委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、第18条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(7)加盟店が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第24条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(8)委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は第18条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p>	<p>第20条 (委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理)</p> <p>1. 加盟店は、カードの会員番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。</p> <p>(1)委託先が次号に定める義務に従いカードの会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。</p> <p>(2)委託先に対して、第19条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。</p> <p>(3)委託先が前号の措置を講じなければならない旨、及び、第19条第4項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(4)委託先におけるカード会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(5)委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカードの会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。</p> <p>(6)委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、第19条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(7)加盟店が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第25条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(8)委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は第19条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p>
<p>第20条 (取消処理及び取消手数料)</p> <p>1. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、それが販売代金の立替払前の場合には当社はその債務を免れ、その販売代金の立替支払後には、加盟店は直ちに当社より支払われた販売代金の立替払代金及び取消手数料相当額を当社へ支払うものとします。</p> <p>(1)加盟店が会員との当該取引を解除又は合意解約したとき。</p> <p>(2)加盟店が特定商取引に関する法律の適用を受ける方法で行なった当該取引について、会員より割賦販売法又は特定商取引に関する法律の定めに従い、解除の通知 (クーリング・オフ) を加盟店又は当社が受けたとき、又は会員が消費者契約法等の取消権を行使したとき。</p> <p>(3)会員が第12条第2項の支払停止の抗弁を主張し、加盟店がこの抗弁の主張より30日以内に当該抗弁事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</p> <p>(4)会員が第12条第3項の消費者契約法に基づく取消権の行使を行なったとき、加盟店がこの取消権の行使の日より30日以内に加盟店取消権の行使事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</p> <p>2. 加盟店は前項又は第11条第1項により当社に対して立替払金を返還する場合、取消1件につき申込書記載の条件により取消手数料を支払うものとします。</p> <p><u>なお、取消の対象となる売上の立替払日から起算して基本取消手数料を支払うまでの日数のことを基準日数といい、基本取消手数料に基準日数到来日から取消日まで30日経過ごとに発生する取消手数料を加算して支払うものとします。</u></p> <p>3. 前項の取消手数料については、取消の売上データ又は伝票等 (例えば解約依頼票) を当社が受領した日の翌日以降に第9条に基づき到来する直近の締切日において締め切られた立替払金から控除する方法により精算するか、又は加盟店が当社に対して振込にて支払うものとします。</p>	<p>第21条 (取消処理及び取消手数料)</p> <p>1. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、それが販売代金の立替払前の場合には当社はその債務を免れ、その販売代金の立替支払後には、加盟店は直ちに当社より支払われた販売代金の立替払代金及び取消手数料相当額を当社へ支払うものとします。</p> <p>(1)加盟店が会員との当該取引を解除又は合意解約したとき。</p> <p>(2)加盟店が特定商取引に関する法律の適用を受ける方法で行なった当該取引について、会員より割賦販売法又は特定商取引に関する法律の定めに従い、解除の通知 (クーリングオフ) を加盟店又は当社が受けたとき、又は会員が消費者契約法等の取消権を行使したとき。</p> <p>(3)会員が第13条2項の支払停止の抗弁を主張し、加盟店がこの抗弁の主張より30日以内に当該抗弁事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</p> <p>(4)会員が第13条3項の消費者契約法に基づく取消権の行使を行なったとき、加盟店がこの取消権の行使の日より30日以内に加盟店取消権の行使事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</p> <p>2. 加盟店は、取消の取扱いに関し、以下のとおり取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p><u>加盟店又は会員の都合により売上が取消となりその結果加盟店が当社に対して立替払金を返還する場合、又は、第12条、第13条又は前項により加盟店が当社に対して立替払金を返還する場合には、加盟店は、当社に対して、取消1件あたり、下記の条件により取消手数料を支払うものとします。なお、立替払日とは、第10条に定める締切日に支払サイトを加算した日とし金融機関休業日は考慮しないものとします。</u></p> <p><u>月末の立替払日は、同月末日とします。また、経過日数とは、立替払日から起算して、取消の伝票を当社が受領した日の翌日以降に第10条に基づき到来する直近の締切日までの日数をいうものとします。</u></p> <p><u>①立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数を超え、その基準日数に30を加えた日数までである場合は、販売代金に申込書記載の基本取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の基本取消料額とします (基本取消手数料)。</u></p> <p><u>②立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数に30を加えた日数を越える場合には、基本取消手数料に、以後30日の期間毎に販売代金に申込書記載の経過取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の経過取消料額を加算した額とします。</u></p> <p>3. 前項の取消手数料については、取消の伝票等 (例えば解約依頼票) を当社が受領した日の翌日以降に第10条に基づき到来する直近の締切日において締め切られた立替払金から控除する方法により精算するか、又は加盟店が当社に対して現金にて支払う。</p>
<p>第21条 (相殺)</p> <p>加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替払金をもってこれを相殺することができるものとします。</p>	<p>第22条 (相殺)</p> <p>加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替払金をもってこれを相殺することができるものとします。</p>

<p>第22条（遅延損害金）</p> <p>加盟店が当社に支払うべき債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第23条（遅延損害金）</p> <p>加盟店が当社に支払うべき債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>第23条（機密の保持）</p> <p>1. 加盟店は本規約の実施にあたり知り得た個人情報及び全ての情報を完全に保管し、第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとします。また、本規約の実施によって知り得た情報等を本規約の目的以外に利用しないものとします。</p> <p>2. 前項の機密保持は本規約の終了後も同様とします。</p> <p>3. 加盟店が業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が第1項の情報に接することになる場合は、加盟店は当該第三者に対して第1項及び第2項と同様、機密保持義務を課すものとします。</p> <p>4. 加盟店に帰すべき事由により、第1項の情報が漏洩し、当社又は会員に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害につき賠償の義務を負うものとします。</p>	<p>第24条（機密の保持）</p> <p>1. 加盟店は本規約の実施にあたり知り得た個人情報及び全ての情報を完全に保管し、第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとします。また、本規約の実施によって知り得た情報等を本規約の目的以外に利用しないものとします。</p> <p>2. 前項の機密保持は本規約の終了後も同様とします。</p> <p>3. 加盟店が業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が第1項の情報に接することになる場合は、加盟店は当該第三者に対して第1項及び第2項と同様、機密保持義務を課すものとします。</p> <p>4. 加盟店に帰すべき事由により、第1項の情報が漏洩し、当社又は会員に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害につき賠償の義務を負うものとします。</p>
<p>第24条（調査）</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自ら又は当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店又は委託先においてカード番号等の漏洩等が発生し又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>(2)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3)加盟店が本規約に違反しているおそれがあるとき。</p> <p>(4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。</p> <p>2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。</p> <p>(1)必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法</p> <p>(2)カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法</p> <p>(3)加盟店、若しくは委託先、又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法</p> <p>(4)加盟店、又は委託先においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法</p> <p>3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行なったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第18条第5項に定める調査及び報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第8条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。</p>	<p>第25条（調査）</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自ら又は加盟店が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店又は委託先においてカード番号等の漏洩等が発生し又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>(2)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3)加盟店が本規約に違反しているおそれがあるとき。</p> <p>(4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。</p> <p>2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。</p> <p>(1)必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法</p> <p>(2)カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法</p> <p>(3)加盟店、若しくは委託先、又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法</p> <p>(4)加盟店、又は委託先においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法</p> <p>3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行なったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第19条第5項に定める調査及び報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第9条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。</p>
<p>第25条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店が第18条第3項及び第4項、若しくは第19条第1項の義務を履行せず、又は委託先が第19条第1項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2)加盟店、又は委託先の保有するカード番号等に漏洩等が発生、又はそのおそれがある場合であって、第18条第5項及び第19条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(3)加盟店が第5条に違反し又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われた場合であって、第8条の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(5)加盟店が法令又は本規約等に違反するとき。</p> <p>(6)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第26条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店が第19条第3項及び第4項、若しくは第20条1項の義務を履行せず、又は委託先が第20条第1項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2)加盟店、又は委託先の保有するカード番号等が、漏洩等が発生、又はそのおそれがある場合であって、第19条第5項及び第20条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(3)加盟店が第5条に違反し又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われた場合であって、第9条の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(5)加盟店が法令又は本規約等に違反するとき。</p> <p>(6)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>

<p>第26条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている会社の名称、商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、カード取扱店舗、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号等（以下、「法人番号」という。）、取扱商材及び販売方法、又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等本規約に定める届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第5条、第8条、第18条第3項、第18条第4項、第19条、及び第25条第1項第6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求められることができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、本条第1項の届出がないために、当社からの通知、その他の送付書類又は第9条第3項に規定する立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに当社に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>	<p>第27条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている会社の名称、商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、カード取扱店舗、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号等（以下、「法人番号」という。）、取扱商材及び販売方法、又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等本規約に定める届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第5条、第9条、第19条第3項、第19条第4項、第20条、及び第26条第1項第6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求められることができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、本条第1項の届出がないために、当社からの通知、その他の送付書類又は第10条第3項に規定する立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに当社に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>
<p>第27条（規約違反及び解除）</p> <p>加盟店が本規約上の義務を怠ったとき又は下記各号のいずれかに該当する事態が発生した場合（当社がこれらの事由が発生していると認めた場合を含みます。）、当社は、本規約に基づく加盟店契約（以下「本契約」という）を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、通知勧告を要せず本契約を解除し、且つその損害賠償を請求することができるものとします。<u>当社が本項に基づき本契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとします。</u></p> <p>(1)本規約条項につき重大な違反があったとき。</p> <p>(2)他の債務のため強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は会社更生、破産若しくは民事再生手続の申し立てがあったとき。</p> <p>(3)解散又は営業の休止若しくは廃止を行うに至ったとき。</p> <p>(4)手形の不渡処分又は著しい営業不振に陥ったとき。</p> <p>(5)他のクレジット会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(6)加盟店の営業又は事態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。</p> <p>(7)前項のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。</p> <p>(8)その他各項に準ずるような営業不振に陥ったとき。</p> <p>(9)加盟店が第14条、第16条に定める報告又は資料の提出を怠ったとき又は虚偽の報告を行なったとき。</p> <p>(10)加盟店が第18条に違反したとき。</p> <p>(11)第24条、第25条、第26条に違反して調査事項の報告等調査その義務を履行しない場合</p> <p>(12)法令違反があったとき又は法令違反があったと認めるに足る相当な事由が生じたとき。</p> <p>(13)加盟店と顧客との間の売買契約等に関する紛議の発生割合が相当程度多いと当社が判断したとき。</p> <p><u>(14)加盟店若しくはその親会社・子会社等の関係会社又はそれらの役員、従業員等が関係諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。</u></p>	<p>第28条（規約違反及び解除）</p> <p>加盟店が本規約上の義務を怠ったとき又は下記各号のいずれかに該当する事態が発生した場合（当社がこれらの事由が発生していると認めた場合を含みます。）、当社は、本規約に基づく加盟店契約（以下「本契約」という）を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、通知勧告を要せず本契約を解除し、且つその損害賠償を請求することができるものとします。</p> <p>(1)本規約条項につき重大な違反があったとき。</p> <p>(2)他の債務のため強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は会社更生、破産若しくは民事再生手続の申し立てがあったとき。</p> <p>(3)解散又は営業の休止若しくは廃止を行うに至ったとき。</p> <p>(4)手形の不渡処分又は著しい営業不振に陥ったとき。</p> <p>(5)他のクレジット会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(6)加盟店の営業又は事態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。</p> <p>(7)前項のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。</p> <p>(8)その他各項に準ずるような営業不振に陥ったとき。</p> <p>(9)加盟店が第15条、第17条に定める報告又は資料の提出を怠ったとき又は虚偽の報告を行なったとき。</p> <p>(10)加盟店が第19条に違反したとき。</p> <p>(11)第25条、第26条、第27条に違反して調査事項の報告等調査その義務を履行しない場合</p> <p>(12)法令違反があったとき又は法令違反があったと認めるに足る相当な事由が生じたとき。</p> <p>(13)加盟店と顧客との間の売買契約等に関する紛議の発生割合が相当程度多いと当社が判断したとき。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第28条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団</p> <p>(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>(3)暴力団準構成員</p> <p>(4)暴力団関係企業</p> <p>(5)総会屋等</p> <p>(6)社会運動等標ぼうゴロ</p> <p>(7)特殊知能暴力集団等</p> <p>(8)前各号の共生者</p> <p>(9)その他前各号に準ずる者</p>	<p>第29条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団</p> <p>(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>(3)暴力団準構成員</p> <p>(4)暴力団関係企業</p> <p>(5)総会屋等</p> <p>(6)社会運動等標ぼうゴロ</p> <p>(7)特殊知能暴力集団等</p> <p>(8)前各号の共生者</p> <p>(9)その他前各号に準ずる者</p>

<p>2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は加盟店の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加盟店が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。</p> <p>4. 加盟店が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>	<p>2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は加盟店の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加盟店が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。</p> <p>4. 加盟店が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第29条（規約の改訂）</p> <p>本規約の内容の全部又は一部を変更するとき、又は本規約に定めのない事項については、当社のホームページ（https://www.kyushinpan.co.jp/）での告知その他当社所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとします。</p> <p>なお、当社が加盟店に変更事項（内容）を通知し、その後会員に信用販売を行ったときに加盟店は変更事項（内容）を承認したものとみなされることに異議がないものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料の料率変更等取引条件の変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社はあらかじめ上記方法にて加盟店へ通知することにより変更できるものとします。</p>	<p>第30条（規約の改訂）</p> <p>本規約の内容の全部又は一部を変更するとき、又は本規約に定めのない事項については、当社のホームページ（https://www.kyushinpan.co.jp/）での告知その他当社所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとします。</p> <p>なお、当社が加盟店に変更事項（内容）を通知し、その後会員に信用販売を行ったとき又は通知後1ヵ月以内に異議がなければ、加盟店は変更事項（内容）を承認したものとみなされることに異議がないものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料の料率変更等取引条件の変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社はあらかじめ上記方法にて加盟店へ通知することにより変更できるものとします。</p>
<p>第30条（解約）</p> <p>1. 加盟店又は当社は、3ヵ月間の予告期間を以って、書面で本規約の解約を相手方に通告することによって本契約を解約できるものとします。</p> <p>なお、履行中のものがあるときは、当該履行が終了するまでの間、当該履行に限って本規約の条項は効力を有するものとします。</p> <p>なお、加盟店が本契約に違反した場合は、当社はいつでも本契約を解約し、且つその場合生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 本契約が終了した場合であっても、会員が当社に対する支払債務を完了するまでの間に、第11条、第12条、第13条若しくは第20条に定める事由が生じたとき又は当該各条項に定める事由の存在が判明したときには、加盟店は、第11条、第12条、第13条又は第20条に定める債務を当社に対して負うものとします。</p> <p>3. 本契約が終了した場合であっても、第23条の規定は、効力を有するものとします。</p>	<p>第31条（解約）</p> <p>1. 加盟店又は当社は、3ヵ月間の予告期間を以って、書面で本規約の解約を相手方に通告することによって本契約を解約できるものとします。</p> <p>なお、履行中のものがあるときは、当該履行が終了するまでの間、当該履行に限って本規約の条項は効力を有するものとします。</p> <p>なお、加盟店が本契約に違反した場合は、当社はいつでも本契約を解約し、且つその場合生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 本契約が終了した場合であっても、会員が当社に対する支払債務を完了するまでの間に、第12条、第13条、第14条若しくは第21条に定める事由が生じたとき又は当該各条項に定める事由の存在が判明したときには、加盟店は、第12条、第13条、第14条又は第21条に定める債務を当社に対して負うものとします。</p> <p>3. 本契約が終了した場合であっても、第24条の規定は、効力を有するものとします。</p>
<p>第31条（連帯保証人）</p> <p>申込書記載の連帯保証人は、本規約の内容を承認の上、本契約から生じる加盟店の当社に対する一切の債務を保証し、加盟店と連帯して債務を履行する責を負うものとします。なお、本規約の改訂があった場合には、加盟店の連帯保証人もこれらの事項を承認しているものとみなして処理しても、連帯保証人は異議ないものとします。</p>	<p>第32条（連帯保証人）</p> <p>申込書記載の連帯保証人は、本規約の内容を承認の上、本契約から生じる加盟店の当社に対する一切の債務を保証し、加盟店と連帯して債務を履行する責を負うものとします。なお、本規約の改訂があった場合には、加盟店の連帯保証人もこれらの事項を承認しているものとみなして処理しても、連帯保証人は異議ないものとします。</p>
<p>第32条（合意管轄裁判所）</p> <p>加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>第33条（合意管轄裁判所）</p> <p>加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第33条（実施日）</p> <p>当社が加盟を承認したとき。</p>	<p>（新設）</p>
<p>「提携カード」加盟店規約</p>	<p>「提携カード」加盟店規約</p>
<p>第1条（目的）</p> <p>本規約は、顧客に商品等の販売する加盟店と割賦購入あっせん等を含む当社が加盟店から商品等の販売を受けようとする顧客に対して提携カードによる信用販売の便宜を提供することを目的とします。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>本規約は、顧客に商品等の販売する加盟店と割賦購入あっせん等を含む当社が加盟店から商品等の販売を受けようとする顧客に対して提携カードによる信用販売の便宜を提供することを目的とします。</p>
<p>第2条（カード取扱店舗）</p> <p>加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に当社所定の方法をもって届け出、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加・取消についても同様とします。</p>	<p>第2条（カード取扱店舗）</p> <p>加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加・取消についても同様とします。</p>

<p>第3条（販売代理店）</p> <p>1. 加盟店が当社に対して届出をなし、かつ、当社の定める手続により当社が承認した代理店、委託販売店及び特約店（以下、販売代理店という。）に限り、本規約の定めるところにより商品の信用販売を行うことができるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の届出をするにあたっては、販売代理店の名称、所在地、代表者、連絡先及び業種等一定の事項を記載した書面を当社に対して提出するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、販売代理店をして、本規約の各条項を遵守させるものとします。また、販売代理店と顧客とのトラブル防止のために適切な管理及び対応をするものとします。</p> <p>4. 本規約の適用においては、販売代理店が行なった行為を加盟店の行為として、本規約の各条項を適用するものとします。</p> <p>5. 第1項の承認の有無に係らず、加盟店の販売代理店が本加盟店契約に基づく取引に関連して、当社に損害を与えた場合は、加盟店は、当該販売代理店と連帯して当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>第3条（販売代理店）</p> <p>1. 加盟店が当社に対して届出をなし、かつ、当社の定める手続により当社が承認した代理店、委託販売店及び特約店（以下、販売代理店という。）に限り、本規約の定めるところにより商品の信用販売を行うことができるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の届出をするにあたっては、販売代理店の名称、所在地、代表者、連絡先及び業種等一定の事項を記載した書面を当社に対して提出するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、販売代理店をして、本契約の各条項を遵守させるものとします。また、販売代理店と顧客とのトラブル防止のために適切な管理及び対応をするものとします。</p> <p>4. 本規約の適用においては、販売代理店が行なった行為を加盟店の行為として、本規約の各条項を適用するものとします。</p> <p>5. 加盟店の販売代理店が本加盟店契約に基づく取引に関連して、当社に損害を与えた場合は、加盟店は、当該販売代理店と連帯して当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p>
<p>第4条（カードの発行と形式）</p> <p>1. 本規約に基づき当社が発行するカードの名称は、九州日本信販提携加盟店申込書（以下「申込書」という）記載のとおりとし、第2条及び第3条に基づく店舗で取扱いができるものとします。</p> <p>2. 当社との間で、本条第4項の会員契約の成立した顧客を以下「会員」といいます。</p> <p>3. カードの機能については当社と会員間の「カード会員規約」に定めるところによるものとします。ただし、当社は、必要に応じてカードの機能を追加又は変更できるものとします。</p> <p>4. 会員契約は、顧客が当社所定の申込書に所定の事項を記入して申込み、当社がこれを承諾することにより当社と顧客の間で成立するものとします。</p> <p>5. 会員契約の内容となる会員規約は、会員が当社に対し、会員がカードにより加盟店又は当社加盟店から購入した商品等の代金を加盟店又は当社加盟店に立替払いすることを委託するとともに、会員が当該立替払金を分割又は期限の猶予を得て当社に返済することをその主な内容とします。</p>	<p>第4条（カードの発行と形式）</p> <p>1. 本規約に基づき当社が発行するカードの名称は、九州日本信販提携加盟店申込書（以下「申込書」という）記載のとおりとし、第2条及び第3条に基づく店舗で取扱いができるものとします。</p> <p>2. 当社との間で、本条第4項の会員契約の成立した顧客を以下「会員」といいます。</p> <p>3. カードの機能については当社と会員間の「カード会員規約」に定めるところによるものとします。ただし、当社は、必要に応じてカードの機能を追加又は変更できるものとします。</p> <p>4. 会員契約は、顧客が当社所定の申込書に所定の事項を記入して申込み、当社がこれを承諾することにより当社と顧客の間で成立するものとします。</p> <p>5. 会員契約の内容となる会員規約は、会員が当社に対し、会員がカードにより加盟店又は当社加盟店から購入した商品等の代金を加盟店又は当社加盟店に立替払いすることを委託するとともに、会員が当該立替金を分割又は期限の猶予を得て当社に返済することをその主な内容とします。</p>
<p>第9条（カードの様式）</p> <p>1. カードの様式は、加盟店が指定し当社が承認したカード名及び商号、商標、名称、図案、文章、写真等を表示したもので、当社発行の代行カード、又は、九信販・JCBカードとの提携カードとし、表面には会員番号、会員氏名、有効期限がエンボスされ、裏面には会員の署名欄のあるカードを有効とします。なお、当社は、当社がカードの有効期限の更新を可とした場合、当社所定の時期まで延長（更新）することができるものとします。</p> <p>2. 提携して発行するカード券面に使用する商号・商標・名称・図案・文章・写真等の使用については、加盟店が自らの責任で行うものとし、これらの商標権・著作権等の知的財産権の使用に関し、第三者との間で紛争が生じた場合、全て加盟店がその責任と費用で解決し、当社には一切損害を与えないものとします。なお、当該紛争に関連して当社に損害が生じた場合には、加盟店は、当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>第9条（カードの様式）</p> <p>1. カードの様式は、加盟店が指定し当社が承認したカード名及び商号、商標、名称、図案、文章、写真等を表示したもので、当社発行の代行カード、又は、九信販・JCBカードとの提携カードとし、表面には会員番号、会員氏名、有効期限がエンボスされ、裏面には会員の署名欄のあるカードを有効とします。なお、当社は、当社が更新を可とした場合、有効期限を当社所定の時期まで延長（更新）することができるものとします。</p> <p>2. 提携して発行するカード券面に使用する商号・商標・名称・図案・文章・写真等の使用については、加盟店が自らの責任で行うものとし、これらの商標権・著作権等の知的財産権の使用に関し、第三者との間で紛争が生じた場合、全て加盟店がその責任と費用で解決し、当社には一切損害を与えないものとします。なお、当該紛争に関連して当社に損害が生じた場合には、加盟店は、当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p>
<p>第11条（信用販売の方法）</p> <p>1. 会員からカードの提示を受け信用販売の要求があった場合は、割賦販売法およびその他関係法令等に定める基準に従い、加盟店は善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認し、信用情報端末等により当社の承認を求めるとします。</p> <p>(1) 提示されたカードが有効なものであること。</p> <p>(2) 「九州日本信販・JCBカード」との提携カードである場合はカード提示者が暗証番号の入力を行い、当該暗証番号が正しいこと。ただし、当社が認めた場合には、暗証番号の入力を省略することができるものとします。代行カードの場合は出力された売上票にカード提示者が署名を行い、当該署名がカード上の署名と同一であること。</p> <p>2. 前項の定めに係わらず、当社が特に認めた場合、または故障等により信用情報端末等が使用できない場合は、当該カードが有効であることを確認の上、所定の売上票にインプリンターを用いてカード券面の情報を印字し、加盟店が所定の事項を確認したうえで、その場でカード提示者に署名を求め、当該署名がカードに記載された署名と同一であることを確認をもって信用販売を行うことができるものとします。</p>	<p>第11条（信用販売の方法）</p> <p>1. 当社は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合は、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票その他媒体に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であること、又は、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であること等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、当社は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。ただし、やむを得ない事情（故障、電話回線障害等）でCCT等の使用ができない場合は、第2項に定めるとおり行うものとします。</p> <p>2. CCT等を使用できない場合、加盟店は、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、カードの真偽、紛失、盗難などの通知の有無を確認し、所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、販売日付、販売額及び支払種別等所定の事項をインプリンター処理及び記入のうえ、その場で会員の署名を徴求しカードの署名と売上票の署名が同一であることを確認します。</p>

<p>3. 加盟店は、前項の信用販売を行う場合は、当社に承認を求め承認番号を売上票の承認番号欄に記載します。</p> <p>4. 加盟店が、万一当社の承認を得ないで、第1項又は第2項の信用販売を行なった場合は、当社は第15条に定める立替払を行わないものとします。</p> <p>5. 加盟店が売上票に記載できる金額は当該販売代金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の清算は含まないものとします。また、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、販売日と異なる日付記載等は行わないものとします。</p> <p>6. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品若しくは権利の販売代金又は役務の提供代金について手数料等を上乘せする等現金客と異なる代金の請求をする等、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払を要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。</p> <p><u>7. 加盟店は、売上票の控（会員控）を会員に対して遅滞なく交付するものとします。</u></p>	<p>3. 加盟店は、前項の信用販売を行う場合は、当社に承認を求め承認番号を売上票の承認番号欄に記載します。</p> <p>4. 加盟店が、万一当社の承認を得ないで、第1項又は第2項の信用販売を行なった場合は、当社は第15条に定める立替払を行わないものとします。</p> <p>5. 加盟店が売上票に記載できる金額は当該販売代金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の清算は含まないものとします。また、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、販売日と異なる日付記載等は行わないものとします。</p> <p>6. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品若しくは権利の販売代金又は役務の提供代金について手数料等を上乘せする等現金客と異なる代金の請求をするなど、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額又は一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払を要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第12条（注意義務）</p> <p>加盟店は、カード提示者が明らかにカード記載の本人以外と思われる場合、及び明らかに不審と思われる場合には、信用販売を行う前に当社宛にその旨を連絡し、その指示に従います。</p>	<p>第12条（注意義務）</p> <p>加盟店は、カード提示者が明らかにカード記載の本人以外と思われる場合、及び明らかに不審と思われる場合には、信用販売を行う前に当社あてその旨を連絡し、その指示に従います。</p>
<p>第13条（無効カードの取扱）</p> <p>1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカード及び明らかに偽造・変造・模造と思われるカードでは信用販売を行わないものとし、当該カードを回収のうえ、直ちに当社宛にその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 万一、前項に違反して信用販売を行なった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとします。</p> <p>3. 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因する信用販売が発生し、当社がカードの信用販売時の状況等について調査協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は必要に応じて警察等の関係捜査機関へ当該信用販売に対する被害届を提出するものとします。</p>	<p>第13条（無効カードの取扱）</p> <p>1. 加盟店は、当社から紛失・盗難などの理由により無効を通告されたカード及び明らかに偽造・変造・模造と思われるカードでは信用販売を行わないものとし、当該カードを回収のうえ、直ちに当社あてにその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 万一、前項に違反して信用販売を行なった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとします。</p> <p>3. 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因する信用販売が発生し、当社がカードの信用状況などの調査協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は必要に応じて警察等の関係捜査機関へ当該信用販売に対する被害届を提出するものとします。</p>
<p>第15条（売上金額の集計及び立替払）</p> <p>1. 加盟店は、第11条第1項その他本規約の規定に基づいて信用情報端末等を利用して信用販売を行った場合は、当該信用情報端末等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払金の支払を請求するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第11条第2項その他本規約の規定に基づいて信用情報端末等を利用することなく信用販売を行った場合は、加盟店の責任において売上票を速やかに集計の上、総伝票枚数と総売上金額の累計を記載した集計表とともに当社宛に提出し、立替払金の支払を請求するものとします。売上票等は所定の方法にて郵送するものとします。</p> <p>3. 前2項の立替払金の支払の請求は、売上データ又は売上票が当社に到着したときにその効力が発生するものとし、当社は当該立替払金から第16条に定める加盟店手数料を差し引き、申込書記載の締め・支払日に会員に代わって加盟店に立替払を行います。なお、支払日が銀行休業日の場合原則翌営業日に立替払を行いますが、支払日が月末日で金融機関休業日の場合は前営業日に立替払を行います。</p> <p>4. 信用販売を行なった日から2ヵ月以上経過した売上票は、立替払の対象とはならないものとします。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第15条（売上金額の集計及び立替払）</p> <p>1. 加盟店は、第11条第1項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用して信用販売を行なった場合は、信用販売を行なった日から15日以内（休日を含む）に、当該CCT等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払金の支払を請求するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第11条第2項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用することなく信用販売を行なった場合は、加盟店の責任において売上票を毎月申込書記載の締切日に集計のうえ、総伝票枚数と総売上金額の累計を記載した集計表とともに、各々翌日に当社あてに提出し、<u>（売上票は加盟店・当社間で確認されたものとし、加盟店が当社あてに提出したこととして取扱いします。なお、売上票は</u>所定の方法にて郵送するものとします。<u>）立替払を請求します。</u></p> <p>3. 第1項及び前項の立替払は、売上票が当社に到着したときにその効力が発生するものとし、当社は当該立替払金額から第17条に定める加盟店手数料を差し引き、申込書記載締切日に応じた申込書記載支払日に会員に代わって加盟店に立替払いを行います（<u>（なお、支払日が銀行休業日の場合は、翌営業日とします。）。</u>）。</p> <p>4. 信用販売を行なった日から2ヵ月以上経過した売上票は、立替払の対象とはならないものとします。</p> <p><u>5. 加盟店が本規約に違反した売上データ又は集計表にかかる立替払金を当社に請求した場合その他、加盟店が本規約に違反した信用販売を行なった場合には、当社は加盟店に対する立替払金の全部又は一部の支払を拒絶し、又は支払済みの当該会員の立替金の返還を請求することができるものとします。</u></p> <p><u>6. 加盟店から提出された売上データ、又は集計表の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払を保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>第16条（売上票の加盟店控への保管と提出）</p> <p>加盟店は前条の売上票の加盟店控えを前条の提出をした日から加盟店の費用で5年間保管しなければならないものとし、当社は加盟店に対して当該売上票の加盟店控えを必要に応じて提出するよう求めることができるものとします。</p>
<p>第16条（取扱条件）</p> <p>カードの分割回数、取扱期間、加盟店が当社に支払う加盟店手数料等及び当社が会員から徴収する顧客手数料は申込書記載のとおりとします。</p>	<p>第17条（取扱条件）</p> <p>カードの分割回数、取扱期間、加盟店が当社に支払う加盟店手数料、販促費、報奨金等及び当社が会員から徴収する顧客手数料は申込書記載のとおりとします。</p>

<p>第17条（支払の拒絶・立替払金の返還・留保）</p> <p><u>1. 加盟店が本規約に違反して信用販売を行った場合、あるいは加盟店が本規約に違反した売上データ又は売上票にかかる立替払金の支払を当社に請求した場合、当社は加盟店に対する立替払金の全部又は一部の支払を拒絶できるものとします。なお、すでに当社が立替払済みである場合は、当社の申し出により加盟店は当社に対して当該立替払金を返還するものとします。この場合、当社は次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができます。</u></p> <p><u>2. 加盟店から提出された売上データ又は売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店はその正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社が調査を完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払を保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</u></p>	<p>第18条（支払の拒絶・立替払金の返還・留保）</p> <p><u>1. 加盟店が、下記の(1)又は(2)に該当して信用販売を行なったことが判明した場合は、当社は当該金額の支払を拒絶することができますものとします。</u></p> <p><u>(1)本規約に違反した場合。</u></p> <p><u>(2)売上票が正当でない場合、又は売上票の内容が不実であることが判明した場合。</u></p> <p><u>なお、上記に該当し、当社が立替払済みである場合は、当社の申し出により加盟店は、当該金額を当社に対して返還するものとします。この場合、当社は次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することができるものとします。</u></p> <p><u>2. 加盟店と会員との信用販売に関する事由（商品の契約不適合、合意解約、債務不履行その他事由の如何を問わない）に基づいて会員が当社に対する支払を拒んだ場合には、前項と同様とします。</u></p>
<p>第18条（取消処理及び取消手数料）</p> <p><u>1. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、それが販売代金の立替払前の場合には当社はその債務を免れ、その販売代金の立替支払後には、加盟店は直ちに当社より支払われた販売代金の立替払代金及び取消手数料相当額を当社へ支払うものとします。</u></p> <p><u>(1)加盟店が会員との当該取引を解除又は合意解約したとき。</u></p> <p><u>(2)加盟店が特定商取引に関する法律の適用を受ける方法で行なった当該取引について、会員より割賦販売法又は特定商取引に関する法律の定めに従い、解除の通知（クーリング・オフ）を加盟店又は当社が受けたとき、又は会員が消費者契約法等の取消権を行使したとき。</u></p> <p><u>(3)会員が第19条第2項の支払停止の抗弁を主張し、加盟店がこの抗弁の主張より30日以内に当該抗弁事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</u></p> <p><u>(4)会員が第19条第3項の消費者契約法に基づく取消権の行使を行なったとき、加盟店がこの取消権の行使の日より30日以内に加盟店取消権の行使事由の解消又は不存在を立証出来なかったとき。</u></p> <p><u>2. 加盟店は前項又は第17条第1項により当社に対して立替払金を返還する場合、取消1件につき申込書記載の条件により取消手数料を支払うものとします。</u></p> <p><u>なお、取消の対象となる売上の立替払日から起算して基本取消手数料を支払うまでの日数のことを基準日数といい、基本取消手数料に基準日数到来日から取消日まで30日経過ごとに発生する取消手数料を加算して支払うものとします。</u></p> <p><u>3. 前項の取消手数料については、取消の売上データ又は伝票等（例えば解約依頼票）を当社が受領した日の翌日以降に第15条に基づき到来する直近の締切日において締め切られた立替払金から控除する方法により精算するか、又は加盟店が当社に対して振込にて支払うものとします。</u></p>	<p>第19条（取消手数料）</p> <p><u>1. 加盟店又は顧客の都合により売上が取消となりその結果加盟店が当社に対して立替払金を返還する場合又は第18条により加盟店が当社に対して立替払金を返還する場合には、加盟店は、当社に対して、取消1件あたり、下記の条件により取消手数料を支払うものとします。</u></p> <p><u>なお、立替払日とは、第15条に定める締切日に支払サイトを加算した日とし金融機関休業日は考慮しないものとします。月末の立替払日は、同月末日とします。また、経過日数とは、立替払日から起算して、取消の伝票を当社が受領した日の翌日以降に第15条に基づき到来する直近の締切日までの日数をいいます。</u></p> <p><u>(1)立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数を超え、その基準日数に30を加えた日数までである場合は、販売代金に申込書記載の基本取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の基本取消料額とします（基本取消手数料）。</u></p> <p><u>(2)立替払日から起算した経過日数が申込書記載の基準日数に30を加えた日数を超える場合には、基本取消手数料に、以後30日の期間毎に販売代金に申込書記載の経過取消手数料率を乗じた額又は申込書記載の経過取消料額を加算した額とします。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2. 前項の取消手数料については、取消の伝票等（例えば解約依頼票）を当社が受領した日の翌日以降に第15条に基づき到来する直近の締切日において締め切られた立替払金から控除する方法により精算するか、又は加盟店が当社に対して現金にて支払うものとします。</u></p>
<p>第19条（会員との紛議）</p> <p><u>1. カードの利用により、加盟店が販売した当該取引に対して生じた加盟店と会員との紛議は、全て加盟店と会員において解決するものとします。</u></p> <p><u>2. 会員に対する信用販売に基づく支払請求に対し、会員が割賦販売法第30条の4に規定する抗弁（以下「支払停止の抗弁」という）を主張したときは、下記の定めに従い処理します。</u></p> <p><u>①会員から支払停止の抗弁の主張を受けた時は、加盟店は当社に対してその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解決に努めるものとします。</u></p> <p><u>②支払停止の抗弁の主張が第15条に定める立替払前になされた場合は、当社は当該抗弁事由が解消されるまでの間、その支払を停止ことができ、当該抗弁が立替払後になされた場合は、加盟店は当社より請求があり次第直ちに当社の加盟店に対する立替払金額及び第18条に定める取消手数料を当社に支払うものとします。</u></p> <p><u>③支払停止の抗弁事由が解決したと認められる時、又は加盟店が当該抗弁事由の不存在を立証した場合は、当社は加盟店に対し前項に基づき支払を停止した立替払金を支払い、及び加盟店により支払われた取消手数料相当額を返還いたします。</u></p> <p><u>④会員により支払停止の抗弁の通知を受けた日より30日以内に加盟店が当該支払停止の抗弁事由の不存在を立証できず又は会員との紛議を解消できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第18条に基づく取消処理をするものとします。</u></p>	<p>第20条（会員との紛議）</p> <p>カードの利用により、加盟店が販売した物品又は提供したサービスに対して生じた加盟店と会員との紛議は、全て加盟店と会員に於いて解決し、当社は一切その責任を負わないものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p>3. 加盟店は会員より消費者契約法に基づく当該販売代金の取消申出があった場合には、直ちに当社へその旨通知するとともに下記の定めに従い処理するものとします。</p> <p>①取消申出の事実関係を直ちに調査し、申出が相当な場合、又は申出を受けた日から30日以内に事実関係を確定できない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第18条に基づく取消処理をいたします。</p> <p>②取消申出の事実関係に関し争いがあり、紛議が生じたときは、全て加盟店の負担と責任において解決するものとし、会員が紛議に関して、当社に販売代金の支払停止の抗弁を主張してきた場合には申出から30日以内に抗弁事由を解消いたします。なお、上記期間内に抗弁事由が解消しない場合は、当社の立替払債務履行前のときは信用販売の承認は効力を失い加盟店に対する立替払債務は消滅し、立替払債務履行後のときは、当社承認のもとに第18条に基づく取消処理をいたします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第20条 (不正利用被害の負担)</p> <p>1. 加盟店は、提示されたカードがICカード、又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第11条によることなく信用販売を行なった場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払金の支払を拒み、又は支払済みの当該会員の立替払金の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面、又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が第11条に掲げられた事項の確認を割賦販売法およびその他関係法令等に定められた基準によることなく信用販売を行なったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「第11条によることなく信用販売を行なった場合」とはみなさないものとします。</p> <p>3. 第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求、又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p>	<p>第21条 (不正利用被害の負担)</p> <p>1. 加盟店は、提示されたカードがICカード、又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第11条によることなく信用販売を行なった場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は加盟店に対し、当該信用販売に係る立替金の支払を拒み、又は支払済みの当該会員の立替金の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面、又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が第11条に掲げられた事項の確認を実行計画に定められたところによることなく信用販売を行なったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「第11条によることなく信用販売を行なった場合」とはみなさないものとします。</p> <p>3. 第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求、又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p>
<p>第21条 (届出等の義務)</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して、加盟店が本契約に基づき取扱う商品、権利及び役務（以下「商品等」という）について変更又は追加する場合には書面により届出の上、本契約取扱いの承認を得るものとし、承認のない商品等を本契約の対象とはしないものとします。</p> <p>2. 本契約に基づく信用販売に当たり、これに付帯して加盟店が顧客に約束する役務提供（有償・無償を問わない）その他の条件（以下「付帯役務」という）がある場合には、加盟店はその内容を書面により当社に届け出るものとします。また、信用販売が役務提供取引である場合には、解約規定の有無とその内容を、書面により当社に届け出るものとします。</p> <p>3. 加盟店は、本契約に基づき取扱う商品等について第1項に基づき当社に対して届出するとき及び当社から請求があったときは、その販売方法・勧誘方法等・納品方法・役務提供方法を書面により明示し、当社がその内容につき説明その他調査、報告への協力を求めたときは、これに応じるものとします。特に、加盟店の取扱う商品等や勧誘方法、販売方法が特定商取引法その他の法令により規制を受ける場合や、法令による登録、許可、免許が必要な場合には、書面によりその旨の届出をするものとします。また、加盟店は使用する勧誘マニュアルやパンフレット、広告物、契約書面、悪質な勧誘行為を防止するための体制及び苦情処理体制を含むコンプライアンス体制等について、当社から資料等の提出を求められた場合には、その資料等を当社に提出するものとします。</p> <p>4. 前3項に定めるほか、当社が割賦販売法に基づく調査又は原契約に関する調査等のために必要と認め、加盟店に対し、次の事項の全部又は一部に届出及びこれに関連する資料等の提供を請求した場合、加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。なお、本件の届出は、原則として当社所定の書式により行うものとします。</p> <p>(1)加盟店の名称（商号・氏名を含む）・本店の住所・電話番号、代表者名、加盟店が法人の場合には代表者以外の加盟店の役員の氏名、営業所の住所・電話番号、営業・販売地域に関する事項</p> <p>(2)加盟店が行う販売類型（店舗販売、特定商取引に関する法律に規定される販売類型その他当社所定の区分に応じた販売類型）、販売類型別の比率及びその販売類型におけるクレジット利用の有無等に関する事項</p> <p>(3)加盟店における取引の状況及び財産の状況に関する事項</p> <p>(4)過去における加盟店及び加盟店の代表者・役員に対する特定商取引に関する法律その他消費者保護関連法令等に基づく行政処分等の有無に関する事項</p> <p>(5)その他当社が必要と認める事項</p> <p>5. 加盟店は、当社に届出をした前4項の事項に変更又は追加等が生じたときは、遅延なく当社に報告し、当社所定の書式にて変更又は追加等となった事項を届出する義務を負うものとします。</p> <p>また、当社が請求する場合はこれに関する資料等を添付するものとします。</p>	<p>第22条 (届出等の義務)</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して、加盟店が本契約に基づき取扱う商品、権利及び役務（以下「商品等」という）について変更又は追加する場合には書面により届出の上、本契約取扱いの承認を得るものとし、承認のない商品等を本契約の対象とはしないものとします。</p> <p>2. 本契約に基づく信用販売に当たり、これに付帯して加盟店が顧客に約束する役務提供（有償・無償を問わない）その他の条件（以下「付帯役務」という）がある場合には、加盟店はその内容を書面により当社に届け出るものとします。また、信用販売が役務提供取引である場合には、解約規定の有無とその内容を、書面により当社に届け出るものとします。</p> <p>3. 加盟店は、加盟店が本契約に基づき取扱う商品等について第1項に基づき当社に対して届出するとき及び当社から請求があったときは、その販売方法・勧誘方法等・納品方法・役務提供方法を書面により明示し、当社がその内容につき説明その他調査、報告への協力を求めたときは、これに応じるものとします。特に、加盟店の取扱う商品等や勧誘方法、販売方法が特定商取引法その他の法令により規制を受ける場合や、法令による登録、許可、免許が必要な場合には、書面によりその旨の届出をするものとします。また、加盟店は、当社から、加盟店が使用する勧誘マニュアルやパンフレット、広告物、契約書面、悪質な勧誘行為を防止するための体制及び苦情処理体制を含むコンプライアンス体制等について、資料等の提出を求められた場合には、その資料等について当社に提出するものとします。</p> <p>4. 前3項に定めるほか、当社が割賦販売法に基づく調査又は原契約に関する調査等のために必要と認め、加盟店に対し、次の事項の全部又は一部に届出及びこれに関連する資料等の提供を請求した場合、加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。なお、本件の届出は、原則として当社所定の書式により行うものとします。</p> <p>(1)加盟店の名称（商号・氏名を含む）・本店の住所・電話番号、代表者名、加盟店が法人の場合には代表者以外の加盟店の役員の氏名、営業所の住所・電話番号、営業・販売地域に関する事項</p> <p>(2)加盟店が行う販売類型（店舗販売、特定商取引に関する法律に規定される販売類型その他当社所定の区分に応じた販売類型）、販売類型別の比率及びその販売類型におけるクレジット利用の有無等に関する事項</p> <p>(3)加盟店における取引の状況及び財産の状況に関する事項</p> <p>(4)過去における加盟店及び加盟店の代表者・役員に対する特定商取引に関する法律その他消費者保護関連法令等に基づく行政処分等の有無に関する事項</p> <p>(5)その他当社が必要と認める事項</p> <p>5. 加盟店は、当社に届出をした前4項の事項に変更又は追加等が生じたときは、遅延なく当社に報告し、当社所定の書式にて変更又は追加等となった事項を届出する義務を負うものとします。</p> <p>また、当社が請求する場合はこれに関する資料等を添付するものとします。</p>

<p>第22条（禁止行為）</p> <p>加盟店は、以下の各号の行為を行なってはならないものとします。</p> <p>①本条各号に定めるほか、顧客又は当社の財産又は権利を害することとなる行為をすること。</p> <p>②加盟店は、当社が承認しないにもかかわらず、会員から当社に対する支払金を受領すること。</p> <p>③加盟店は、本契約に基づく当社への請求権を第三者に譲渡、又は担保に供すること。</p> <p>④加盟店は、商品の仕入れを目的とする会員に対する信用販売を行うこと。</p> <p>⑤公序良俗又は関係諸法令に違反すること、又は監督官庁より改善指導、行政処分等を受けるような行為を行うこと。</p> <p>⑥加盟店が会員に対して クーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げること。また、加盟店が、会員によるクーリング・オフの行使を妨げるような行為をすること。</p> <p>⑦割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係する法令に違反すること。特に、会員に対して通常必要とされる分量を著しく超える商品等の販売等を行うこと。また、会員に取引の勧誘するに際し、不実告知や重要事実不告知等、特定商取引に関する法律に規定される不適切な勧誘方法により売買契約や役務提供契約を締結すること。</p>	<p>第23条（禁止行為）</p> <p>加盟店は、以下の各号の行為を行なってはならないものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>①加盟店は、当社が承認しないにもかかわらず、会員から当社に対する支払金を受領すること。</p> <p>②加盟店は、本契約に基づく当社への請求権を第三者に譲渡、又は担保に供すること。</p> <p>③加盟店は、商品の仕入れを目的とする会員に対する信用販売を行うこと。</p> <p>④公序良俗又は関係諸法令に違反すること、又は監督官庁より改善指導、行政処分等を受けるような行為を行うこと。</p> <p>⑤加盟店が会員に対して クーリングオフに関する事項につき不実のことを告げること。また、加盟店は、会員によるクーリングオフの行使を妨げるような行為をすること。</p> <p>⑥割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係する法令に違反すること。特に、会員に対して通常必要とされる分量を著しく超える商品等の販売等を行うこと。また、会員に取引の勧誘するに際し、不実告知や重要事実不告知など特定商取引に関する法律に規定される不適切な勧誘方法を使って売買契約や役務提供契約を締結すること。</p>
<p>第23条（資料提出）</p> <p>1. 加盟店は、当社から会員に販売等した商品等の内容・数量、クーリング・オフ、勧誘行為その他売買契約等に関する事項について請求を受けたときは、直ちに当社の求める資料等を添付の上、当社に報告するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、会員との間で紛議が生じたときは、直ちに当社に対して紛議の内容等を通知するとともに、その交渉経過、処理内容等を遅滞なく報告するものとします。また、当社から会員との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果又は処理体制等について報告を求められたときは、直ちに必要事項を報告するものとします。</p>	<p>第24条（資料提出）</p> <p>1. 加盟店は、当社から会員に販売等した商品等の内容・数量、クーリングオフ、勧誘行為その他売買契約等に関する事項について請求を受けたときは、直ちに当社の求める資料等を添付の上、当社に報告するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、会員との間で紛議が生じたときは、直ちに当社に対して紛議の内容等を通知するとともに、その交渉経過、処理内容等を遅滞なく報告するものとします。また、加盟店は、当社から会員との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果又は処理体制等について報告を求められたときは、直ちに必要事項を報告するものとします。</p>
<p>第24条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1 加盟店情報の共同利用</p> <p>①共同利用の目的</p> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。</p> <p>②共同利用する情報の内容</p> <p>当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。</p> <p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p>	<p>第25条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1. 共同利用の目的</p> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。</p> <p>2. 共同利用する情報の内容</p> <p>当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。</p> <p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出の内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p>

<p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p> <p>③保有される期間 <u>上記②の情報は、登録日（③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</u></p> <p>2.加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲 一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。 ホームページhttps://www.j-credit.or.jp/</p> <p>3.制度に関するお問合せ先及び開示の手続き 加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記4. JDMセンターまで申出るものとします。</p> <p>4.運用責任者 一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（JDMセンター） 住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 代表理事：松井哲夫 電話番号：03-5643-0011（代表）</p>	<p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p> <p>3.加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲 一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。 ホームページhttps://www.j-credit.or.jp/</p> <p>4.保有される期間 <u>上記2.の情報は、登録日（③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</u></p> <p>5. 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き 加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記6. JDMセンターまで申出るものとします。</p> <p>6. 運用責任者 一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（JDMセンター） 住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 代表理事：松井哲夫 電話番号：03-5643-0011（代表）</p>
<p>第25条（カードの会員番号等の管理）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を取り扱ってはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、カードの会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、カード会員番号等の漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、割賦販売法およびその他関係法令等に掲げられた措置、又はこれと同等の措置を講じるものとします。</p> <p>4. 当社は、前項で講じられた措置が割賦販売法およびその他関係法令等に掲げられた措置、又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>5. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、速やかに当社が別途指定する先に連絡するものとします。あわせて、遅滞なく次の各号に掲げる措置を採るとともに、当社による指導、監督について、直ちにこれに対応するものとします。</p> <p>(1)漏洩等の有無を調査すること。</p> <p>(2)前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード会員番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。</p> <p>(3)前2号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。</p> <p>(4)漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。</p>	<p>第26条（カードの会員番号等の管理）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を取り扱ってはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、カードの会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、カード会員番号等の漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置を講じるものとします。</p> <p>4.当社は、前項で講じられた措置が実行計画に掲げられた措置、又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>5. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、速やかに当社が別途指定する先に連絡するものとします。あわせて、遅滞なく次の各号に掲げる措置を採るとともに、当社による指導、監督について、直ちにこれに対応するものとします。</p> <p>(1)漏洩等の有無を調査すること。</p> <p>(2)前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード会員番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。</p> <p>(3)前二2号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。</p> <p>(4)漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。</p>

<p>6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるカード会員番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード会員番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、第5項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、本条第5項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(1)第5項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び調査方法</p> <p>(2)第5項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果</p> <p>(3)第5項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール</p> <p>(4)第5項第4号に関し、公表、又は通知の時期、方法、範囲及び内容</p> <p>(5)前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</p> <p>8. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第5項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等が生じたカード会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>9. 加盟店の責に帰すべき事由により、第5項の事故が生じその結果、会員、当社、カード会社等、又はその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の(1)から(4)までが含まれ、かつ、これに限定されないものとします。</p> <p>(1)カードの再発行に関わる費用</p> <p>(2)不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用</p> <p>(3)カードの不正使用による損害</p> <p>(4)当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金を含む。）として、提携会社、カード会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用。</p>	<p>6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるカード会員番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード会員番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、第5項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、本条第5項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。</p> <p>(1)第5項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び調査</p> <p>(2)第5項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果</p> <p>(3)第5項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール</p> <p>(4)第5項第4号に関し、公表、又は通知の時期、方法、範囲及び内容</p> <p>(5)前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</p> <p>8. 加盟店の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第5項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等が生じたカード会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>9. 加盟店の責に帰すべき事由により、第5項の事故が生じその結果、会員、当社、カード会社等、又はその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の(1)から(4)までが含まれ、かつ、これに限定されないものとします。</p> <p>(1)カードの再発行に関わる費用</p> <p>(2)不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用</p> <p>(3)カードの不正使用による損害</p> <p>(4)当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金を含む。）として、提携会社、カード会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用。</p>
<p>第26条（委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理）</p> <p>1. 加盟店は、カードの会員番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。</p> <p>(1)委託先が次号に定める義務に従いカードの会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。</p> <p>(2)委託先に対して、第25条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。</p> <p>(3)委託先が前号の措置を講じなければならない旨、及び、第25条第4項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(4)委託先におけるカード会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(5)委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカードの会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。</p> <p>(6)委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、第25条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(7)加盟店が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第27条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(8)委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は第25条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p>	<p>第27条（委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理）</p> <p>1. 加盟店は、カードの会員番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。</p> <p>(1)委託先が次号に定める義務に従いカードの会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。</p> <p>(2)委託先に対して、第26条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。</p> <p>(3)委託先が前号の措置を講じなければならない旨、及び、第26条第4項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(4)委託先におけるカード会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(5)委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカードの会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。</p> <p>(6)委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、第26条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(7)加盟店が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第28条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。</p> <p>(8)委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は第26条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p>

<p>第27条（調査）</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自ら又は当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店又は委託先においてカード番号等の漏洩等が発生し又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>(2)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3)加盟店が本規約に違反しているおそれがあるとき。</p> <p>(4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。</p> <p>2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。</p> <p>(1)必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法</p> <p>(2)カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法</p> <p>(3)加盟店、若しくは委託先、又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法</p> <p>(4)加盟店、又は委託先においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法</p> <p>3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行なったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第25条第5項に定める調査及び報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第14条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。</p>	<p>第28条（調査）</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自ら又は加盟店が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店又は委託先においてカード番号等の漏洩等が発生し又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>(2)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3)加盟店が本規約に違反しているおそれがあるとき。</p> <p>(4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。</p> <p>2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。</p> <p>(1)必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法</p> <p>(2)カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法</p> <p>(3)加盟店、若しくは委託先、又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法</p> <p>(4)加盟店、又は委託先においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法</p> <p>3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行なったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第26条第5項に定める調査及び報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第14条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。</p>
<p>第28条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店が第25条第3項及び第4項、若しくは第26条1項の義務を履行せず、又は委託先が第26条第1項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2)加盟店、又は委託先の保有するカード番号等に漏洩等が発生、又はそのおそれがある場合であって、第25条第5項及び第26条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(3)加盟店が第11条に違反し又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われた場合であって、第14条の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(5)加盟店が法令又は本規約等に違反するとき。</p> <p>(6)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第29条（是正改善計画の策定と実施）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p> <p>(1)加盟店が第26条第3項及び第4項、若しくは第27条1項の義務を履行せず、又は委託先が第27条第1項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2)加盟店、又は委託先の保有するカード番号等が、漏洩等が発生、又はそのおそれがある場合であって、第26条第5項及び第27条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(3)加盟店が第11条に違反し又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4)加盟店が行なった信用販売について不正利用が行われた場合であって、第14条の義務を相当期間内に履行しないとき。</p> <p>(5)加盟店が法令又は本規約等に違反するとき。</p> <p>(6)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>
<p>第29条（会員規約・会員特典の変更・改訂）</p> <p>1. 加盟店は当社が当社の必要に応じて当社と会員の間で取り交わす会員規約・会員特典等の変更・改訂をすることを予め承認するものとします。ただし、規約・特典等の変更・改訂をする場合は、事前に加盟店に通知するものとします。</p> <p>2. 加盟店が会員に付与する会員特典を追加・変更・修正する場合には、加盟店は事前に当社に通知するものとします。</p>	<p>第30条（会員規約・会員特典の変更・改訂）</p> <p>1. 加盟店は当社が当社の必要に応じて当社と会員の間で取り交わす会員規約・会員特典等の変更・改訂をすることを予め承認するものとします。ただし、規約・特典等の変更・改訂をする場合は、事前に加盟店に通知するものとします。</p> <p>2. 加盟店が会員に付与する会員特典を追加・変更・修正する場合には、加盟店は事前に当社に通知するものとします。</p>

<p>第30条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている会社の名称、商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、カード取扱店舗、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号等（以下、「法人番号」という。）、取扱商材及び販売方法、又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等本規約に定める届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第11条、第14条、第25条第3項、第25条第4項、第26条、及び第28条第1項第6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求められることができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、本条第1項の届出がないために、当社からの通知、その他の送付書類又は第15条第3項に規定する立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに当社に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>	<p>第31条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている会社の名称、商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、カード取扱店舗、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号等（以下、「法人番号」という。）、取扱商材及び販売方法、又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等本規約に定める届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第11条、第14条、第26条第3項、第26条第4項、第27条、及び第29条第1項第6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求められることができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、本条第1項の届出がないために、当社からの通知、その他の送付書類又は第15条第3項に規定する立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに当社に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>
<p>第31条（規約違反及び解除）</p> <p>加盟店が本規約上の義務を怠ったとき又は下記各号のいずれかに該当する事態が発生した場合（当社がこれらの事由が発生していると認めた場合を含みます。）、当社は、本規約に基づく加盟店契約（以下「本契約」という）を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、通知勧告を要せず本規約を解除し、且つその損害賠償を請求することができるものとします。<u>当社が本項に基づき本契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとします。</u></p> <p>(1)本規約条項につき重大な違反があったとき。</p> <p>(2)他の債務のため強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は会社更生、破産若しくは民事再生手続の申し立てがあったとき。</p> <p>(3)解散又は営業の休止若しくは廃止を行うに至ったとき。</p> <p>(4)手形の不渡処分又は著しい営業不振に陥ったとき。</p> <p>(5)他のクレジット会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(6)加盟店の営業又は事態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。</p> <p>(7)前項のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。</p> <p>(8)その他各項に準ずるような営業不振に陥ったとき。</p> <p>(9)加盟店が第21条、第23条に定める報告又は資料の提出を怠ったとき又は虚偽の報告を行なったとき。</p> <p>(10)加盟店が第25条に違反したとき。</p> <p>(11)第27条、第28条、第30条に違反して調査事項の報告等調査その義務を履行しない場合。</p> <p>(12)法令違反があったとき又は法令違反があったと認めるに足る相当な事由が生じたとき。</p> <p>(13)加盟店と顧客との間の売買契約等に関する紛議の発生割合が相当程度多いと当社が判断したとき。</p> <p><u>(14)加盟店若しくはその親会社・子会社等の関係会社又はそれらの役員、従業員等が関係諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。</u></p>	<p>第32条（規約違反及び解除）</p> <p>加盟店が本規約上の義務を怠ったとき又は下記各号のいずれかに該当する事態が発生した場合（当社がこれらの事由が発生していると認めた場合を含みます。）、当社は、本規約に基づく加盟店契約（以下「本契約」という）を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、通知勧告を要せず本規約を解除し、且つその損害賠償を請求することができるものとします。</p> <p>(1)本規約条項につき重大な違反があったとき。</p> <p>(2)他の債務のため強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は会社更生、破産若しくは民事再生手続の申し立てがあったとき。</p> <p>(3)解散又は営業の休止若しくは廃止を行うに至ったとき。</p> <p>(4)手形の不渡処分又は著しい営業不振に陥ったとき。</p> <p>(5)他のクレジット会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。</p> <p>(6)加盟店の営業又は事態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。</p> <p>(7)前項のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。</p> <p>(8)その他各項に準ずるような営業不振に陥ったとき。</p> <p>(9)加盟店が第22条、第24条に定める報告又は資料の提出を怠ったとき又は虚偽の報告を行なったとき。</p> <p>(10)加盟店が第26条に違反したとき。</p> <p>(11)第28条、第29条、第31条に違反して調査事項の報告等調査その義務を履行しない場合</p> <p>(12)法令違反があったとき又は法令違反があったと認めるに足る相当な事由が生じたとき。</p> <p>(13)加盟店と顧客との間の売買契約等に関する紛議の発生割合が相当程度多いと当社が判断したとき。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第32条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団</p> <p>(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>(3)暴力団準構成員</p> <p>(4)暴力団関係企業</p> <p>(5)総会屋等</p> <p>(6)社会運動等標ぼうゴロ</p> <p>(7)特殊知能暴力集団等</p> <p>(8)前各号の共生者</p> <p>(9)その他前各号に準ずる者</p>	<p>第33条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団</p> <p>(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>(3)暴力団準構成員</p> <p>(4)暴力団関係企業</p> <p>(5)総会屋等</p> <p>(6)社会運動等標ぼうゴロ</p> <p>(7)特殊知能暴力集団等</p> <p>(8)前各号の共生者</p> <p>(9)その他前各号に準ずる者</p>

<p>2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は加盟店の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加盟店が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。</p> <p>4. 加盟店が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>	<p>2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は加盟店の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加盟店が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。</p> <p>4. 加盟店が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第33条（会員情報の管理と利用）</p> <p>1. カードの発行に伴って当社が収集・保有する会員の個人情報データは当社に帰属するものとします。ただし、加盟店が予め会員の同意を得て収集した情報は加盟店の帰属とします。</p> <p>2. 会員の情報管理は加盟店及び当社が行い、管理・利用に当たっては双方の利益を害することの無いように十分に留意するものとします。</p>	<p>第34条（会員情報の管理と利用）</p> <p>1. カードの発行に伴って当社が収集・保有する会員の個人情報データは当社に帰属するものとします。ただし、加盟店が予め会員の同意を得て収集した情報は加盟店の帰属とします。</p> <p>2. 会員の情報管理は加盟店及び当社が行い、管理・利用に当たっては双方の利益を害することの無いように十分に留意するものとします。</p>
<p>第34条（個人情報保護と守秘義務）</p> <p>1. （基本条項）</p> <p>加盟店は、個人情報の取扱いに関し、関連する法令を遵守するとともに、「個人情報取扱要綱」記載の内容を遵守するものとします。</p> <p>2. （個人情報の秘密保持と目的外利用の禁止）</p> <p>加盟店は、会員のクレジット申込時等においてクレジット取扱業務の遂行上知り得た個人情報を、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後も永久に、法令による場合及び会員の同意がある場合をのぞいて第三者に開示又は提供し、またクレジット取扱業務の遂行以外のいかなる目的にも利用してはならないものとします。</p> <p>3. （業務遂行と管理義務）</p> <p>(1)【内部管理体制の整備】加盟店は、クレジット取扱業務の遂行にあたり、個人情報の安全性の確保について、十分な個人情報の保護水準を満たすため内部管理体制の整備を図るとともに、加盟店及び当社の両者間で定められた個人情報に係わる処理方法を遵守するものとします。</p> <p>(2)【関係者への遵守徹底】加盟店は、加盟店の取締役、役員、従業員（嘱託社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）及び販売代理店に対し、本契約に定める義務を周知徹底し、これに基づく義務を遵守させるものとします。</p> <p>4. （個人情報記録の複写、複製の禁止）</p> <p>加盟店は、会員に関する個人情報をクレジット取扱業務の遂行目的以外の使用のため複写、複製しないものとします。</p> <p>5. （損害賠償等）</p> <p>(1)加盟店は、クレジットの申込みをした会員の個人情報の紛失、漏洩等の事故が発生し、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者に対し、当該損害の賠償責任を負うものとします。</p> <p>(2)加盟店は、第3条第1項に定める者（当社の承認の如何にかかわらず）により、クレジットの申込みをした会員の個人情報の紛失、漏洩等の事故が発生し、当社又は第三者に損害を与えた場合には、加盟店は、当該販売代理店と連帯して、前項に規定する責任を負うものとします。</p> <p>6. （個人情報の第三者へ提供の禁止）</p> <p>加盟店は、法令が許容する場合を除いて会員の同意無く個人情報を第三者に提供しないものとします。</p>	<p>第35条（個人情報保護と守秘義務）</p> <p>1. （基本条項）</p> <p>加盟店は、個人情報の取扱いに関し、関連する法令を遵守するとともに、「個人情報取扱要綱」記載の内容を遵守するものとします。</p> <p>2. （個人情報の秘密保持と目的外利用の禁止）</p> <p>加盟店は、会員のクレジット申込時等においてクレジット取扱業務の遂行上知り得た個人情報を、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後も永久に、法令による場合及び会員の同意がある場合をのぞいて第三者に開示又は提供し、またクレジット取扱業務の遂行以外のいかなる目的にも利用してはならないものとします。</p> <p>3. （業務遂行と管理義務）</p> <p>(1)【内部管理体制の整備】加盟店は、クレジット取扱業務の遂行にあたり、個人情報の安全性の確保について、十分な個人情報の保護水準を満たすため内部管理体制の整備を図るとともに、加盟店及び当社の両者間で定められた個人情報に係わる処理方法を遵守するものとします。</p> <p>(2)【関係者への遵守徹底】加盟店は、加盟店の取締役、役員、従業員（嘱託社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）及び販売代理店に対し、本契約に定める義務を周知徹底し、これに基づく義務を遵守させるものとします。</p> <p>4. （個人情報記録の複写、複製の禁止）</p> <p>加盟店は、会員に関する個人情報をクレジット取扱業務の遂行目的以外の使用のため複写、複製しないものとします。</p> <p>5. （損害賠償等）</p> <p>(1)加盟店は、クレジットの申込みをした会員の個人情報の紛失、漏洩等の事故が発生し、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者に対し、当該損害の賠償責任を負うものとします。</p> <p>(2)加盟店は、第3条第1項に定める者（当社の承認の如何にかかわらず）により、クレジットの申込みをした会員の個人情報の紛失、漏洩等の事故が発生し、当社又は第三者に損害を与えた場合には、加盟店は、当該販売代理店と連帯して、前項に規定する責任を負うものとします。</p> <p>6. （個人情報の第三者へ提供の禁止）</p> <p>加盟店は、法令が許容する場合を除いて会員の同意無く個人情報を第三者に提供しないものとします。</p>
<p>第35条（規約の改訂）</p> <p>本規約の内容の全部又は一部を変更するとき、又は本規約に定めのない事項については、当社のホームページ（https://www.kyushinpan.co.jp/）での告知その他当社所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとします。なお、当社が加盟店に変更事項（内容）を通知し、その後会員に信用販売を行ったときに加盟店は変更事項（内容）を承認したものとみなされることに異議がないものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料の料率変更等取引条件の変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社はあらかじめ上記方法にて加盟店へ通知することにより変更できるものとします。</p>	<p>第36条（規約の改訂）</p> <p>本規約の内容の全部又は一部を変更するとき、又は本規約に定めのない事項については、当社のホームページ（https://www.kyushinpan.co.jp/）での告知その他当社所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとします。なお、当社が加盟店に変更事項（内容）を通知し、その後会員に信用販売を行ったとき又は通知後1ヵ月以内に異議がなければ、加盟店は変更事項（内容）を承認したものとみなされることに異議がないものとします。ただし、顧客の手数料、加盟店手数料の料率変更等取引条件の変更に関しては、経済状況の変化その他相当の事由があると当社が判断した場合は、当社はあらかじめ上記方法にて加盟店へ通知することにより変更できるものとします。</p>

<p>第36条（解約等）</p> <p>1. 加盟店及び当社は、3ヵ月間の予告期間を以て、書面で本契約の解約を相手方に通告することによって本契約を解約できるものとします。</p> <p>なお、履行中のものがあるときは、当該履行が終了するまでの間、当該履行に限って本規約の条項は効力を有するものとします。</p> <p>なお、加盟店が本契約に違反した場合は、当社はいつでも本契約を解約し、且つその場合生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 第31条及び本条1項により本契約を解除若しくは解約した時は、会員に対してその旨の通知を行うとともに、会員に対して当社の発行する所定のプロパーカードに切替え発行することができるものとします。</p> <p>3. 本契約が終了した場合であっても、会員が当社に対する支払債務を完了するまでの間に、第17条、第18条、第19条若しくは第20条に定める事由が生じたとき又は当該各条項に定める事由の存在が判明したときには、加盟店は、第17条、第18条、第19条又は第20条に定める債務を当社に対して負うものとします。</p> <p>4. 本契約が終了した場合であっても、第33条及び第34条の規定は、効力を有するものとします。</p>	<p>第37条（解約等）</p> <p>1. 加盟店及び当社は、3ヵ月間の予告期間を以て、書面で本契約の解約を相手方に通告することによって本契約を解約できるものとします。</p> <p>なお、履行中のものがあるときは、当該履行が終了するまでの間、当該履行に限って本規約の条項は効力を有するものとします。</p> <p>なお、加盟店が本契約に違反した場合は、当社はいつでも本契約を解約し、且つその場合生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 第32条及び本条1項により本契約を解除若しくは解約した時は、会員に対してその旨の通知を行うとともに、会員に対して当社の発行する所定のプロパーカードに切替え発行することができるものとします。</p> <p>3. 本契約が終了した場合であっても、会員が当社に対する支払債務を完了するまでの間に、第18条、第19条、第20条若しくは第21条に定める事由が生じたとき又は当該各条項に定める事由の存在が判明したときには、加盟店は、第18条、第19条、第20条又は第21条に定める債務を当社に対して負うものとします。</p> <p>4. 本契約が終了した場合であっても、第34条及び第35条の規定は、効力を有するものとします。</p>
<p>第37条（連帯保証人）</p> <p>申込書記載の連帯保証人は、本規約の内容を承認の上、本契約から生じる加盟店の当社に対する一切の債務を保証し、加盟店と連帯して債務を履行する責を負うものとします。なお、本規約の改訂があった場合に、加盟店の連帯保証人もこれらの事項を承認しているものとみなして処理しても、連帯保証人は異議ないものとします。</p>	<p>第38条（連帯保証）</p> <p>申込書記載の連帯保証人は、本規約の内容を承認の上、本契約から生じる加盟店の当社に対する一切の債務を保証し、加盟店と連帯して債務を履行する責を負うものとします。なお、本規約の改訂があった場合に、加盟店の連帯保証人もこれらの事項を承認しているものとみなして処理しても、連帯保証人は異議ないものとします。</p>
<p>第38条（合意管轄裁判所）</p> <p>加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第39条（合意管轄裁判所）</p> <p>加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第39条（実施日）</p> <p>当社が加盟を承認したとき。</p>	<p>第40条（実施日）</p> <p>当社が加盟を承認したとき。</p>
<p>九信販Webクレジット加盟規約</p>	<p>九信販Webクレジット加盟規約</p>
<p>加盟店と九州日本信販株式会社（以下、当社という）との間の加盟店規約（提携カード、OuLet、ショッピングクレジット、及び付随する規約を含む）（以下、それらの規約に基づいて締結された契約を「原契約」という）に付随して、以下の「九信販Webクレジット加盟規約」（以下、「本規約」という）の各条項に同意します。ただし、加盟店が「九信販Webクレジット」の加盟申込みを希望しない場合は、本規約は適用されません。</p>	<p>加盟店と九州日本信販株式会社（以下、当社という）との間の加盟店規約（提携カード、ショッピングクレジット、及び付随する規約を含む）（以下、それらの規約に基づいて締結された契約を「原契約」という）に付随して、以下の「九信販Webクレジット加盟規約」（以下、「本規約」という）の各条項に同意します。ただし、加盟店が「九信販Webクレジット」の加盟申込みを希望しない場合は、本規約は適用されません。</p>
<p>第2条（本サービスを利用したクレジット申込手続）</p> <p>1. 顧客のクレジットの申込みに本サービスを利用する場合は、加盟店は、顧客に対し、あらかじめ、クレジット契約に関する当社所定の書面を交付又は当該書面の内容が表示された本サービスのWeb画面を提示し、クレジット契約に関する説明を行なった後、顧客及び加盟店は、本サービスのWeb画面所定事項を入力するものとします。</p> <p>2. 前項の入力が終了したときは、加盟店は、顧客をして、当該入力に間違いがないかの確認をさせ、間違いがなければ、所定の確認ボタン又は同意ボタンを押すよう促すものとします。</p> <p>3. 加盟店は、顧客に対し商品等の内容、支払条件その他クレジット契約上の条項について十分説明を行うものとします。</p> <p>4. 加盟店は、申込みの控え等当社が指定する書面を遅滞なく顧客に交付するものとします。</p> <p>5. 前項に関わらず、顧客が電子書面による交付に同意した場合は、遅滞なく書面の内容を本サービスのWeb画面に表示して顧客が閲覧できるような状態にした上で所定の方法により電子交付するものとします。</p> <p>6. 顧客又は加盟店が入力した電子的記録を当社が受信した場合、これをクレジット申込みの内容としますが、当社が認める場合については当社所定の方法により入力内容の訂正及び再申込ができるものとします。</p>	<p>第2条（本サービスを利用したクレジット申込手続）</p> <p>1. 顧客のクレジットの申込みに本サービスを利用する場合は、加盟店は、顧客に対し、あらかじめ、クレジット契約に関する当社所定の書面を交付し説明を行なった後、顧客及び加盟店は、本サービスのWeb画面所定事項を入力するものとします。</p> <p>2. 前項の入力が終了したときは、加盟店は、顧客をして、当該入力に間違いがないかの確認をさせ、間違いがなければ、所定の確定ボタン又は同意ボタンを押すよう促すものとします。</p> <p>3. 加盟店は、顧客に対し商品等の内容、支払条件その他クレジット契約上の条項について十分説明を行うものとします。</p> <p>4. 加盟店は、申込みの控え等当社が指定する書面を遅滞なく顧客に交付するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 顧客又は加盟店が入力した電子的記録を当社が受信した場合、これをクレジット申込みの内容としますが、当社が認める場合については当社所定の方法により入力内容の訂正及び再申込ができるものとします。</p>
<p>第17条（本規約の改訂）</p> <p>本規約の内容の全部又は一部を変更するとき、又は本規約に定めのない事項については、当社のホームページ（https://www.kyushinpan.co.jp/）での告知その他当社所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとします。なお、当社が加盟店に変更事項（内容）を通知し、その後会員に信用販売を行ったときは、加盟店は変更事項（内容）を承認したものとみなされることに異議がないものとします。</p>	<p>第17条（本規約の変更）</p> <p>1. 当社は本規約の条項を随時変更できるものとします。変更があった場合、加盟店の利用条件は変更後の条項によるものとします。</p> <p>2. 当社は前項の変更を行う場合、変更後の条項を加盟店に書面をもって通知するものとします。</p>